

## 第 490 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 3 年 7 月 2 日（金曜日）午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1 - 4 - 1  
岡山第 2 合同庁舎 2 階 共用会議室 B C
- 3 出席者
- |            |   |
|------------|---|
| 公益代表委員     | 岡 崎 伸 二<br>片 山 裕 之<br>西 田 和 弘<br>益 田 佐和子<br>横 山 純 子 |
| 労働者代表委員    | 浅 山 里 奈<br>小 橋 政 次<br>小 林 陽 一<br>内 藤 陽 介            |
| 使用者代表委員    | 石 黒 和 之<br>鶴 海 元<br>錦 織 勝 輝<br>西 谷 治 朗<br>榎 野 博 通   |
| 事務局 岡山労働局長 | 内 田 敏 之   |
| 労働基準部長     | 子 安 成 人   |
| 賃 金 室 長    | 木 村 弘 之   |
| 賃 金 係 長    | 遠 藤 英 文   |
| 監 察 監 督 官  | 諏 訪 雅 浩   |

## 4 議 事

遠藤係長

ただ今から第 490 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開にて行います。

冒頭お断りを 2 点申し上げます。

1 点目は、新型コロナウイルス感染症予防のため、委員と委員の間にアクリル板を設置しております。引き続きマスク着用等、御理解をお願いいたします。

2 点目は、5 月 1 日から 9 月末までは、クールビズを励行しております。御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

第 56 期委員として初の審議会であり、会長が選任されるまでの間司会進行を事務局で務めます。

最初に委員の紹介をいたします。本年度より 2 年の任期でございます。

全 15 名の委員のうち 4 名が新任であり、公益の岡崎委員、片山委員、労働者側の小橋委員、使用者側の西谷委員でございます。4 名の方々には就任の御挨拶をお願いできればと思います。

御紹介した順番で御挨拶をお願いします。

岡崎委員

山陽新聞社の論説を預かっております岡崎と申します。

社説ではそれぞれの最低賃金でありますとか、骨太方針でありますとか触れさせていただいております。この審議会のメンバーの一員となった以上は、皆さまのお話を十分伺いながら議論に役立ちたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

片山委員

岡山市内で弁護士をしております。弁護士の片山と申します。

精一杯務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

小橋委員

自動車総連岡山地方協議会でお世話になっております、三菱自工労組から参りました小橋と申します。よろしく申し上げます。

前任の宮原から代わりました。ここで闊達な意見交換ができればと思っております。よろしく申し上げます。

西谷委員

岡山県経営者協会専務理事をしております。西谷と申します。使用者代表ということですので、そういった意向、意見を反映できるよう発言をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

遠藤係長

ありがとうございました。続きまして、先ほど御挨拶いただいた

4名以外の委員の皆様方を御紹介いたします。

お名前をお呼びしますので、着座したまま一礼をお願いします。

公益委員の西田委員でございます。

益田委員でございます。

横山委員でございます。

続きまして、労働者代表委員の小林委員でございます。

浅山委員でございます。

内藤委員でございます。

続きまして、使用者代表委員の錦織委員でございます。

鶴海委員でございます。

石黒委員でございます。

榎野委員でございます。

なお、労働者委員の野瀬委員につきましては、本日御都合がつかずに欠席されております。

遠藤係長 続きまして、事務局でございます。  
岡山労働局長の内田でございます。

内田局長 よろしく願いいたします。

遠藤係長 労働基準部長の子安でございます。

子安部長 よろしく願いいたします。

遠藤係長 賃金室長の木村でございます。

木村室長 よろしく願いいたします。

遠藤係長 監察監督官の諏訪でございます。

諏訪監督官 よろしく願いいたします。

遠藤係長 私は賃金係長の遠藤です。どうぞよろしくお願いいたします。  
続きまして、定足数の確認について御報告申し上げます。  
本日は、委員14名が出席されておりますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である3分の2以上又は公労使各委員の3分の1以上の出席の条件を満たしていることを御報告いたします。

では、本日、御審議いただく事項につきまして御説明します。

1 会長・会長代理の選任について

- 2 岡山県最低賃金の改正決定について（諮問）
- 3 特定最低賃金の改正決定の申出について
- 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- 5 今後の審議日程について
- 6 その他

でございます。

室長よろしく申し上げます。

木村室長

本審議会は、最低賃金法等関係法令及び岡山地方最低賃金審議会運営規程に基づき運営いたします。運営規程につきましては、お手元の「審議会資料」の7を御参照下さい。

では、議題（1）に入ります前に、内田岡山労働局長より挨拶申し上げます。

内田局長

皆さん、本日は大変お忙しい中、岡山地方最低賃金審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

公労使各委員の皆様が大変丁寧で円滑な審議に御尽力いただいていることに重ねて御礼を申し上げたいと思います。

さて、6月22日、厚生労働大臣より中央最低賃金審議会に対して、地域別最低賃金額改定を目安諮問が行われたことを受けまして、地方においても改正決定の諮問を行うこととなり、本日の審議会を開催することとなりました。

最低賃金は労働者のセーフティネットとして、とりわけ、非正規雇用などの賃金の低廉な労働者の労働条件改善を図る施策として、政府の中で大変重要な位置を占めているものでございます。

委員の皆様方には、今後の審議過程において大変御苦勞をおかけする場面も多々あるかと思いますが、審議が丁寧に円滑に行われますよう、引き続き御協力をお願いしたいと思います。

簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

木村室長

議題（1）に入らせていただきます。

会長及び会長代理の選任につきましては、最低賃金法第24条の規定に沿って、公益を代表する委員のうちから選任いただくことになっております。また、これまで慣例として公益委員の互選ということで決めていただいております。本年もそのように選任いただくことでよろしいでしょうか

（異議なし）

木村室長

公益の委員の皆様で互選とさせていただきますが、前もって話し

合っていただいておりますので、その結果を私から発表いたします。  
会長を西田委員、会長代理を益田委員にお願いすることとなりました。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

木村室長

ありがとうございます。

まず、会長に就任の御挨拶をいただき、続いて議題の(2)以降につきましては、西田会長に進行をお願いいたします。

西田会長

ただ今、会長を仰せつかりました西田でございます。

55期に続き、この56期でも引き続きということになります。

昨年度は新型コロナの影響で、皆様方には大変難しい御審議をお願いしたところでございました。今年度も現段階ではその困難な状況というは大幅に改善されたとはいえない状況でございますが、希望者へのワクチン接種が11月末頃には完了する見込みということ踏まえ、コロナ後を見据えた議論を含めて行わなければならないということで、より一層困難な審議をお願いする年になるかと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

本年度の議事録の署名人を決めておきたいのですが、運営規程の第7条では、会長及び会長の指名した委員2名が署名するとなっております。慣例では労側及び使側から各1名を推薦いただいております。本年度はどなたにお願いしましょうか。

労側はいかがいたしましょうか。

小林委員よろしいでしょうか。

小林委員

はい。

西田会長

使側はいかがでしょうか。

西谷委員よろしいでしょうか。

西谷委員

はい。

西田会長

労側小林委員、使側西谷委員に署名人をお願いいたします。

議題(2)の「岡山県最低賃金の改正決定(諮問)」について、事務局から説明をしてください。

木村室長

岡山県最低賃金の改正決定につきましては労働局長の諮問ですので、諮問文を内田局長から会長へお渡しした後、私から諮問文

を代読いたします。

(局長より会長に諮問文手交)  
(事務局より、諮問文の写しを各委員に配付)

木村室長 諮問文を代読いたします。

(諮問文読上げ)

木村室長 この諮問につきまして、内田局長から説明申し上げます。

内田局長 ただ今、岡山県最低賃金の改正決定の諮問をさせていただきました。

今年度の最低賃金に係る政府の方針につきましては、6月22日の中央最低賃金審議会の目安諮問時において三原じゅん子副大臣の方からポストコロナを見据え、経済の好循環を実現するためには、最低賃金を含めた賃金の引上げを継続していくことが不可欠であること。

2点目、本年の「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」において、賃上げしやすい環境整備に向けて中小企業への支援強化、下請取引の適正化など一層取り組みつつ、感染症下でも最賃を引き上げてきた諸外国の取組を参考にして、感染症拡大前の引上げ実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円を目指し、本年の引上げに取り組む方針が示されていること。

3点目が、新型コロナのワクチン接種を10月から11月に終えることを目指して取り組んでいること

など、政府の取組も視野に入れながら審議をお願いすると述べられているところでございます。

県内の雇用・経済状況を見ますと、有効求人倍率につきましては1.41倍ということになります。下げ止まったとはっきりしたわけではないのですが、急激に落ちてから少し平坦な状況になってきております。

日銀岡山支店の7月の「岡山県金融経済月報」によりますと、「県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響などから、弱めの動きとなっている。」とされていますし、「法人企業景気予測調査」によれば、4～6月の景況判断BSIは、マイナス30.1%ポイントと下降超幅が拡大している一方で、7～9月の先行き見通しは、プラス3.7%ポイントと上昇超に転じる見通しとなっています。

県内における新型コロナ感染症の動向は、引き続き予断を許さな

いものでありますけれども、県内の企業活動と労働者の実情も十分に踏まえた御審議をお願いしたいと思っております。

西田会長

ただ今、局長から今年度の改正決定の諮問がありましたが、皆様から何か御意見、御質問はございませんか。

(特になし)

西田会長

特に御意見等がないようですので、先ほど局長のお話にもありましたように、労使委員の皆様におかれましては、諮問文の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」などへの配意及び県内の企業活動と労働者の実情を十分踏まえて、改正決定に向けて調査審議を進めていくこととします。

局長が、今、お話をされました詳細につきましては、お手元会議資料にありますので、是非お目通しをお願いします。

次に、岡山県最低賃金の専門部会設置に関する事務手続について、事務局から説明してください。

木村室長

規定によりまして、本日付けで専門部会の設置のための労使代表委員の推薦及び改正に係る意見聴取について公示することとします。

本年度も、できるだけ早い時期での効力発生予定に合わせて審議時間を確保したいと思います。

従いまして、委員の推薦期限及び意見書の提出期限につきましては、3週間後の7月23日(金)となりますが、この日は国民の祝日となりますので、7月26日(月)といたします。よろしくお願ひいたします。

西田会長

ただ今の説明について、労使の皆さんから御意見等ありませんか。

(特になし)

西田会長

特にないようですので、次に、審議事項(3)「特定最低賃金の改正決定の申出」について、事務局から説明してください。

木村室長

特定最低賃金の改正決定の申出につきましては、令和2年度に岡山県内に設定されております7業種すべてについて6月末日までに申出書が提出されています。

提出された申出状況を資料に取りまとめておりますので説明い

たします。

資料No.2をお開きいただきたいと思います。「令和3年度 特定最低賃金改正に関する申出一覧表」です。

平成25年度の第448回審議会において、特定最低賃金名を略称で取り扱う旨確認されておりますので、略称にて申し上げます。

岡山県耐火物製造業最低賃金

岡山県鉄鋼業最低賃金

岡山県一般機械器具製造業最低賃金

岡山県電気機械器具製造業最低賃金

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金

岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

岡山県各種商品小売業最低賃金

この7業種の最低賃金改正の申出がそれぞれなされております。

以上です。

西田会長 労働者側の委員の方、今の報告に間違いございませんか。

労側委員 間違いありません。

西田会長 現行7業種の特定最低賃金について改正の申出があったことを当審議会として確認いたします。  
何か御意見ございませんか。

(特になし)

西田会長 続きまして、議題(4)「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無(諮問)」について、事務局から説明してください。

木村室長 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、局長は、「申出を受理し、その申出が必要な要件を満たしている場合、原則として、当該決定等の必要性の有無について最低賃金法第15条第2項の規定により審議会に意見を求める。」(諮問)とされています。  
申出のあった7業種は、2業種が労働協約ケース、5業種が公正競争ケースとなっており、それぞれの申出要件であります労働協約ケースは、当該労働協約が同種の基幹的労働者のおおむね3分の1以上のものに適用されているもの、公正競争ケースは、同種の基幹的労働者のおおむね3分の1以上の合意により行われた申出と認められ、いずれも改正の申出要件を満たしていることから、改正決定の必要性の有無について、本審議会に諮問をさせていただくといたしました。

労働局長による諮問ですので、諮問文を内田局長より会長へお渡しした後、私の方で諮問文を代読いたします。

(局長より会長へ諮問文手交)  
(事務局より、諮問文の写しを各委員に配付)

木村室長 私が諮問文を代読いたします。

(諮問文読上げ)

木村室長 内田局長から諮問の説明をいたします。

内田局長 御説明いたします。

岡山県内の7業種の特定最低賃金につきましては、先ほど事務局より説明しましたとおり、改正決定の申出があったこと、申出の要件が具備されていたことから、7業種を一括して改正決定の必要性の有無についての諮問をさせていただきました。

特定最低賃金につきましては、労使のイニシアティブ発揮により設定されるものであり、県内の各産業の実態を十分踏まえた審議、丁寧で円滑な審議を行っていただくことで、全会一致による結論が得られますよう、よろしく願いいたします。

西田会長 ただ今、労働局長から、7業種の特定最低賃金について、改正決定の必要性の有無の諮問があったわけですが、これにつきまして次回の審議会においての調査審議になりますけれども、現段階で皆さんの御意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

鶴海委員 昨年もそうですが、新型コロナがこれだけ蔓延している中で、まだまだ先が見えない状況です。

そういった中であって、使側としては必要性はないという判断をしておりますけれどもいかがでしょうか。

西田会長 このような意見がありましたが、労側はいかがでしょう。

小林委員 労側から1点お願いをさせていただきます。

まず、特定最低賃金の審議の進め方なのですが、皆様御承知のとおり、先ほどもありましたように、新型コロナウイルスによる各業種を取り巻く情勢というのは大きく違ってきていると感じています。

これまでどおり、審議会での一括の必要性のあり、なしの採決ではなくて、我々としては専門委員会なのか、小委員会なのか、運営委員会なのか、そういった呼称にはこだわりませんが、各業種で労使しっかりと必要性の有無を議論した上で金額審議に移行できればと思います。

また、使側の皆様にもこういった議論の場の設置について御理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

西田会長

特殊な社会状況を受けて、今年度特定をどのように進めていくかということについて双方から御意見が出たわけですが、労側の御意見、今年度について必要性の有無の議論に当たっては、本審ではなくて、業種ごとの丁寧な審議を行う場を設けてほしいと、それについては、使側委員の御協力を賜りたいという趣旨の御発言でした。

この問題につきましては、55期から委員をされている方はよく御存知だと思いますが、昨年度の審議会の場において、必要性審議を丁寧に行う手法として、小委員会又は必要性審議のための専門部会を設置する方法もあると事務局から説明がありました。今年度委員の交代もありましたので、改めて事務局よりどのような方法があり得るかということについて御説明願います。

木村室長

では、御説明いたします。

その前に、フロー図をお配りしたいと思います。

(事務局より、フロー図を各委員に配付)

木村室長

昨年8月5日の第487回審議会におきまして、フロー図をお示しし、必要性審議のための専門部会の案につきまして御説明いたしました。今回お示ししたフロー図は、昨年のお示ししたフロー図は、昨年の他局の例などを参考に、効率的な運営を図るため一部見直しをしております。

これは必要性の有無審議の段階で専門部会を7業種立ち上げる内容となっております。こちらは最低賃金法第25条第1項に基づく専門部会となります。

次に、例年行っている金額審議に関する専門部会、これは最賃法25条第2項に基づく専門部会ですが、この委員を兼務する旨をあらかじめ推薦公示に記載いたします。ここまでは昨年度の御説明となります。

その上で、本日の必要性審議を求める諮問文に、「改正決定することを必要と認めるとの結論に達した特定最低賃金の改正決定について、併せて貴会の調査審議をお願いする。」を加え、最も早いスケジュールとする場合、次回の本審で改めて諮問します。必要性

の専門部会で、全会一致の結論が得られた場合には6条5項適用により答申扱いとし、さらに金額改正の諮問手続を行った扱いとした上で、法25条2項の専門部会として引き続き金額改定審議もお願いするものです。ただし、改定審議に当たっては、最賃則第11条に基づく意見聴取の公示手続が必要になるため、3週間空けることとなります。

なお、慎重審議の結果、必要性について全会一致とならなかった産業については、その時点で今年度の審議は結審となります。

以上です。

西田会長                   ただ今、事務局より説明がありましたが、今年度の特定最低賃金の審議の方法、このような方法があり得るということにつきまして、何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

鶴海委員                   要するに、今回ここでありなしの決定をするのではなくて、専門部会に下した形にして、あるかないかという話をするということですね。

西田会長                   そうです。

鶴海委員                   必要性があるとなって最賃を上げるという意味ではなくて、まずはそこへ下して話をして、そこで全会一致になるかならないかということを含めていってくださいということですね。

西田会長                   そうです。

ということで、特定の各専門部会、業種ごとの事情もあるということで、そちらに必要性があるかないかというところを出発点とした審議をお願いすると、そういう方向性で審議を進めるということにしたいと思います。

それでは、今年度の特定最低賃金の審議の進め方について確認をしたいと思います。

7業種について、各産業のおかれた現状を踏まえ、慎重かつ丁寧に入り口の段階から審議することとし、先ほど提案のあった最賃法第25条第1項に定める専門部会を設置します。その上で、その結論を尊重しながら次の段階に審議を進めることとします。

それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長                   では、確認を踏まえた今後の対応について事務局より説明をお願い

いたします。

木村室長 本日、先ほど議題（４）のところで「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について労働局長より諮問をさせていただきましたが、先ほどの議論によりまして確認された事項に基づき、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額審議も併せて調査審議をお願いする」との条件付きの諮問として、次回、目安伝達、審議のために開催される審議会におきまして、改めて諮問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

西田会長 次回の審議会において、改めての諮問を受け、労使のイニシアティブにより丁寧に議論を行うことを確認いたします。  
続きまして、議題５「今後の審議日程について」事務局より説明してください。

木村室長 では、審議日程について御説明申し上げます。  
中央最低賃金審議会の目安小委員会において、7月中旬頃には取りまとめられ、答申が行われる予定となっております。それを受けて次回の審議会を開催いたします。日程につきましては改めて御連絡いたします。本年度も、早期発効を目指して審議を進めていただきたいと思いますと考えておりますので、皆様の御協力をお願いします。

西田会長 事務局から説明がありましたように、中賃の審議状況を受けて岡山県最低賃金の審議について今後、改めて日程調整の上、連絡があるということですので、委員の皆様には、日程調整に御協力をお願いします。  
事務局からほかに何かありますか。

木村室長 2点、御審議いただきたいことがあります。  
1点目は実地視察についてです。  
これは、平成29年度、30年度は各年度末に実施しました。その後、令和元年度末、令和2年度末は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点で見送りとなりました。  
つきましては、本年度の実地視察実施の有無について、御審議いただきたいと思います。  
なお、「実施する。」こととなりましたら、実施時期、対象委員、対象事業場等具体的なことにつきましては、事務局において今後調整をしたいと思いますと考えております。  
2点目は、議事録の公開についてです。  
昨年の8月25日の第488回審議会、本年3月8日の第489回審

議会におきまして、今年度以降の方向性について御説明したところですが、新しいメンバーで確認いただくこととなっております。資料No.6を御覧ください。「審議会等に係る議事録等の公開について(案)」の色のついた部分ですが、現在の取扱いでは議事要旨となっているものについて、ほかの公開審議と同様に議事録へ変更するものです。

西田会長            まず1点目、今年度の実地視察につきまして、何か御意見はございませんか。

(特になし)

西田会長            特にないようですので、これは専ら公益が視察すべきものであると思いますので、私から申し上げたいと思います。

先ほど事務局より説明がありましたように、令和元年度、2年度は新型コロナウイルスが落ち着いてからということで見送った経過がございました。年内にはワクチン接種が一定程度進む、完了するかもしれないという状況ですけれども、新型コロナウイルスの問題が落ち着くかどうかは現時点で分からないこともありますので、今年度につきましても先方に御迷惑をおかけすることがないように見送りたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

西田会長            では、今年度についても、実地視察については見送ることとします。

2点目の議事録の公開について、3月の審議会ですべて異論はなかったのですが、新年度に新しいメンバーで確認しましょうということにしておりました。何か御意見等ありますでしょうか。

(特になし)

西田会長            特に異論がないようですので、今年度から議事録を公開することとします。

その他に何かありますか。

木村室長            御報告が1点ございます。

6月16日、岡山県労働組合会議より「最低賃金引上げと全国一律最低賃金制の確立を求める要請書」の提出がございました。また、6月11日付けで、岡山弁護士会より「最低賃金の大幅引上げを求

める会長声明」が送付されています。いずれも回覧させていただきます。よろしく申し上げます。

西田会長            委員の皆様からほかに何かありますでしょうか。

(特になし)

西田会長            何もなければ、これで第 490 回岡山地方最低賃金審議会を終わります。どうもお疲れ様でございました。